

## 1. 総則

### 1. 1 目的

本要領は、『富山県建設工事検査監察要領』、「第7条（検査の立会い）」および「第17条（工事監察の立会い）」に定める「立会い」において、従来の現場臨場による立会いに代えて、遠隔臨場による立会いを実施する場合に関し、必要な事項を定めるものである。

なお、その他の検査・監察に関する事項は『富山県建設工事検査監察要領』に従うものとする。

### 1. 2 対象

本要領が実施可能な通信環境を確保できる工事で、以下の条件を満たす検査・監察を対象とする。

- ① 中間検査にて現場検査済みで、中間検査を行った検査員が実施する、足場撤去など状況確認や簡易な計測を残すのみの完成検査
- ② 遠隔臨場の機器を安全に操作できる現場の監察

## 2. 遠隔臨場に使用する機器と仕様

### 2. 1 使用する機器

使用する機器構成は、Web 会議システム搭載デバイス（タブレット、パソコン）及び必要に応じて動画撮影用カメラ（ウェアラブルカメラ等）やヘッドセット（マイク及びスピーカ）とする。

### 2. 2 仕様

#### 1) Web 会議システム

「Microsoft Teams」を搭載したデバイスとする。屋外で使用する場合は、防水性、耐衝撃性、防塵性などを考慮すること。

#### 2) その他

動画撮影用カメラやヘッドセットなどは適宜使用することとする。

## 3. 遠隔臨場による検査・監察の実施

### 3. 1 事前準備

検査員は、遠隔臨場の対象とする検査・監察について、以下について監督員と事前に協議・調整する。

なお、受注者からの提出書類等は従来の現場臨場による立会いの検査のものと同様とする。

#### 1) 通信状況等の確認

検査員と監督員は事前に検査・監察を行う場所と県庁との Web 会議システムの通信状況や映像について確認を行う。

#### 2) 実施内容等の確認

検査・監察で必要となる情報（書類、図面、現場状況など）について確認するとともに、動画撮影用カメラでの撮影状況についても確認を行う。

### 3) 実施の決定

通信状況や映像などを確認した結果、検査・監察が実施できると判断できた場合に実施を決定する。

## 3. 2 遠隔臨場の実施及び記録と保存

### 1) 実施

受注者及び監督員は、検査員が求める情報（書類や図面、現場状況など）を配信し、検査員の質疑に対応する。

### 2) 記録と保存

記録と保存は、検査員が行うものとする。

### 3) 検査等の復命

検査員は従来の現場臨場による立会いの検査等のもと同様の様式にて検査等の復命をする。

## 4. 留意事項 等

### 4. 1 効果の把握

検査・監察に立ち会った受注者及び監督員は、遠隔臨場による検査・監察の効果検証と課題抽出のため、検査員からの聞き取り調査に協力するものとする。

### 4. 2 留意事項

遠隔臨場にあたっては、以下に留意する。

- 1) 動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の使用中は撮影に意識が集中し、足元への注意が薄れたり、カメラの保持、操作のために両手が塞がることなどにより、転倒等の事故につながる場合がある。そのため撮影しながら移動する場合は進行方向の段差・障害物の有無を確認するなど、安全対策に留意すること。
- 2) 受注者は、作業員のプライバシーを侵害する音声配信される場合があるため留意すること。
- 3) 受注者は、施工現場外ができる限り映り込まないように留意すること。
- 4) デバイスを操作する者は公的でない建物の内部や人物が意図せず映り込んでしまった場合は、記録映像から人物等を特定できないよう必要な措置をおこなうこと。
- 5) 受注者は、故意に不良箇所を撮影しない等の行為は行わないこと。

## 5. その他

本要領によりがたい場合は、適宜検査員と協議すること。

## 附則

この要領は、令和7年6月1日から適用する。

(参考)

### [改正の経緯]

(1)令和5年3月10日 検査・監察における遠隔臨場に関する試行要領(案)を制定

対象は検査室が実施する検査・監察に限定。

(2)令和6年7月1日 一部改正

対象を出先機関が実施する検査・監察にまで拡大。完成検査は中間検査を担当した検査員が実施することを明記。中間検査実施済みの完成検査の条件に簡易な計測を追加。

(3)令和7年6月1日 一部改正

富山県建設工事検査監察要領の一部改正に伴い、検査復命書への検査状況写真の添付を廃止。